

第7類 業務

第1章 火葬場

○日向東臼杵広域連合火葬場条例

（平成26年2月26日条例第28号）

（最近改正 平成27年11月10日条例第2号）

日向東臼杵南部広域連合火葬場条例（平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、火葬場の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本広域連合に、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項に規定する火葬場を設置する。

（名称及び位置）

第3条 火葬場（以下「斎場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
日向地区斎場東郷霊苑	日向市東郷町山陰内619番地

（管理）

第4条 斎場は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（使用許可）

第5条 斎場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、広域連合長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第6条 使用者は、使用許可を受ける際、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（使用料の減免）

第7条 広域連合長は、必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

（使用者の義務）

第8条 使用者は、斎場の使用にあたっては、広域連合長又はその指定する者の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第9条 使用者は、斎場の施設、器具等をき損し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけての斎場の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

斎 場 使 用 料

種 別		13 歳以上	13 歳未満	死胎児	改葬遺体	汚 物 人体の一部 そ の 他
		1 体	1 体	1 体	1 棺	1 件
火 葬 等	管内 1	23,000円	16,000円	9,000円	14,000円	7,000円
	管内 2	35,000円	24,000円	14,000円	21,000円	11,000円
	管 外	69,000円	48,000円	27,000円	42,000円	21,000円
安置室使用		1 夜につき 5,400円				
待合室使用		通夜を行う場合		1 回につき	7,560 円	
		葬儀を行う場合		1 回につき	5,400 円	
		通夜及び葬儀を行う場合		1 回につき	10,800 円	

備考

- (1) この表において「管内 1」とは、死亡者が日向市、門川町、美郷町、諸塚村又は椎葉村の住民であった場合をいう。ただし、椎葉村については、尾向区、大内河区、不土野区、尾八重区、鹿野遊区及び仲塔区（以下「尾向区等」という。）を除く。
- (2) この表において「管内 2」とは、死亡者が椎葉村の尾向区等の住民であった場合をいう。
- (3) この表において「管外」とは、死亡者が「管内 1」及び「管内 2」以外の住民であった場合をいう。
- (4) 焼骨の焼灼は、この表における種別の「汚物 人体の一部 その他」の欄に該当するものとする。

○日向東臼杵広域連合火葬場条例施行規則

（平成13年4月1日規則第11号）

（平成17年3月3日規則第1号）

（平成24年1月19日規則第1号）

（平成26年3月19日規則第1号）

（平成27年11月10日規則第1号）

（最近改正 平成28年3月7日規則第3号）

（趣旨）

第1条 この規則は、日向東臼杵広域連合火葬場条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請等）

第2条 条例第5条に規定する日向地区斎場東郷霊苑（以下「斎場」という。）の使用許可を受けようとする者は、日向地区斎場東郷霊苑使用許可申請書（様式第1号）に使用料を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請について許可したときは、日向地区斎場東郷霊苑使用許可証（様式第2号。以下「斎場使用許可証」という。）を交付するものとする。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、待合室の使用を許可しないものとする。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団関係者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）の集会その他の暴力団等の活動に当たると認められるときは、これを許可しないものとし、又は既に許可を行ったものについてはその許可を取り消すものとする。

（3）施設又は設備を滅失し、又はき損するおそれがあると認めるとき。

（4）その他管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

（使用料の還付）

第3条 条例第6条に規定する広域連合長が特別の理由があると認められる場合は、次のとおりとする。この場合において、広域連合長は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（1）使用者の責めに帰することができない事由により、使用することができなくなったとき。

（2）広域連合長が事前に使用の許可を取り消したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、広域連合長において相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、日向地区斎場東郷霊苑使用料還付申請書（様式第3号）に既納の使用料の領収書を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けたときは、その適否を決定し、日向地区斎場東郷霊苑使用料還付決定（不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第4条 条例第7条に規定する使用料の減免は、広域連合長が特に必要と認める者について行う。

（使用受付時間）

第5条 斎場の使用の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、斎場における電話による受付時間は、午後8時までとする。

（作業日程）

第6条 火葬等の作業の日程は、次の表のとおりとする。ただし、広域連合長が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

遺 体 等 搬 入 時 間	作 業 内 容	
	当 日	翌 日
午前9時30分から午後4時まで	火葬、収骨	
午後4時から午後6時30分まで	遺 体 安 置	火葬、収骨

（遺体等の搬入）

第7条 第2条の規定により斎場使用許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、広域連合長の指定する日時に遺体、汚物等を搬入しなければならない。

（斎場使用許可証等の提出等）

第8条 使用者は、斎場を使用する際には、斎場の管理人（以下「管理人」という。）に斎場使用許可証（使用料領収の欄を除く。）及び火葬許可証の写し又は改葬許可証の写しを提出し、管理人の指示に従わなければならない。

（使用順序）

第9条 斎場の使用順序は、斎場への着順による。ただし、広域連合長が伝染病予防上その他特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（開炉の立会い等）

第10条 使用者は、広域連合長の指定する日時に火葬炉の開放（以下「開炉」という。）に立ち会い、焼骨を引き取らなければならない。

2 広域連合長は、使用者又はその関係者の立会いがなければ開炉することができない。ただし、使用者が広域連合長の指定した日時に開炉に立ち会わないときは、この限りでない。

3 広域連合長は、使用者が指定日時に焼骨の引き取りをしないときは、収骨し、保管するものとする。

4 広域連合長は、火葬後30日を経過しても焼骨の引き取りがないときは、これを処理することができる。

5 使用者は、前2項の処理に対して、異議を申し立てることができない。

（火葬簿等）

第11条 管理人は、斎場に次に掲げる台帳等を備え、必要事項を遅滞なく記入しなければならない。

(1) 火葬簿（様式第3号又は様式第3号の2）

(2) 燃料受払簿（様式第4号）

(3) 業務日誌

（休業日）

第12条 斎場は、1月1日及び広域連合長が指定する日を休業日とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理及び運営に関し必要な事項は、広域連合

長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月19日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月7日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の日向東白杵広域連合火葬場条例施行規則の規定による広域連合長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る広域連合長の不作為に関する不服申立については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

日向地区斎場東郷霊苑使用許可申請書

日・門・美・諸・椎 第 号

日向東臼杵広域連合長 様

年 月 日

日向地区斎場東郷霊苑の使用許可について、次のとおり申請します。

使用の区分		<input type="checkbox"/> 死体（13歳以上）火葬 <input type="checkbox"/> 死体（13歳未満）火葬 <input type="checkbox"/> 死胎火葬 <input type="checkbox"/> 改葬 <input type="checkbox"/> 汚物等の焼却 <input type="checkbox"/> 安置室使用 <input type="checkbox"/> 待合室使用（通夜） <input type="checkbox"/> 待合室使用（葬儀） <input type="checkbox"/> その他		
遺	死亡当時の住所	番地 番 号		
	氏 名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳	
体	出生年月日	年 月 日		
申請者	住 所	番地 番 号		
	氏 名			

使用年月日	年 月 日
-------	-------

使 用 料	円
-------	---

受 付	交 付

様式第2号（第2条、第6条、第7条関係）

日向地区斎場東郷霊苑使用許可証

日・門・美・諸・椎 第 号

年 月 日

日向東白杵広域連合長

印

日向地区斎場東郷霊苑の使用について、次のとおり許可します。

使用の区分		<input type="checkbox"/> 死体（13歳以上）火葬 <input type="checkbox"/> 死体（13歳未満）火葬 <input type="checkbox"/> 死胎火葬 <input type="checkbox"/> 改葬 <input type="checkbox"/> 汚物等の焼却 <input type="checkbox"/> 安置室使用 <input type="checkbox"/> 待合室使用（通夜） <input type="checkbox"/> 待合室使用（葬儀） <input type="checkbox"/> その他			
遺 体	死亡当時の住所	番地 番 号			
	氏 名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳		
	出生年月日	年 月 日			
申 請 者	住 所	番地 番 号			
	氏 名				

使用年月日	年 月 日
-------	-------

.....きりとりせん.....

領 収 金 額	円
---------	---

日向地区斎場東郷霊苑使用料として、確かに領収いたしました。

日向東白杵広域連合長

印

注意事項：使用の際には、管理人に本証(使用料領収の欄を除く。)及び火葬許可証の写し又は改葬許可証の写しを提出し、管理人の指示に従ってください。

第7類 業務（日向東臼杵広域連合火葬場条例施行規則）

様式第3号（第3条関係）

日向地区斎場東郷霊苑使用料還付申請書

年 月 日

広域連合長 様

申請者 住 所
氏 名

連絡先

日向東臼杵広域連合火葬場条例施行規則第3条第2項の規定により、使用料の還付を申請します。

還付に係る使用の内容	
既納の使用料の額	円
還付申請額	円
還付申請の理由	
還付方法	

様式第4号（第3条関係）

日向地区斎場東郷霊苑使用料還付決定（不承認）通知書

年 月 日

様

広域連合長

年 月 日付けで申請のあった使用料還付請求について
• 返還する こと
• 返還しない
を決定したので通知します。

還付に係る使用の内容	
既納の使用料の額	円
還付決定額	円
還付しない理由	

（教示）

1 審査請求について

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広域連合長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向東臼杵広域連合（訴訟において日向東臼杵広域連合を代表する者は広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第10条関係）

火 葬 簿

（ 年 月分）

番号	火葬年月日 (火葬時間)	死 亡 者						使 用 者	
		本 籍	住 所	氏 名	性別	死亡年月日	死因	住 所	氏 名
	(:)								
	(:)								
	(:)								

※番号は、年間を通じ記入すること。

様式第5号の2（第10条関係）

火 葬 簿

（ 年 月分）

番号	火葬年月日 (火葬時間)	父 母			死 胎 児			使 用 者	
		本 籍	住 所	氏 名	性別	分娩年月日	死因	住 所	氏 名
	(:)								
	(:)								
	(:)								

様式第6号（第10条関係）

燃 料 受 払 簿

年 月 日	品 名	受 高 (単位・リットル)	払 出 高 (単位・リットル)	残 高 (単位・リットル)	備 考
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					